

本章のポイント

第1節 教育分野における男女共同参画

- 男女別の進学率を見ると、女子の大学（学部）への進学率は長期的に見ると上昇傾向にあるが、依然として男女差がある。
- 専門職学位課程への社会人入学者に占める女性の割合は、修士課程への社会人入学者に占める女性の割合に比べて低い。
- 公民館等での学習者においては、女性の割合が高い。
- 教員の女性割合を見ると、上位の学校、上位の職になるほど、女性の就任割合が低い傾向。小学校教諭の女性割合は約6割、大学及び大学院教授では低い。

第2節 研究分野における男女共同参画

- 研究者に占める女性の割合は、緩やかな増加傾向にあるが、平成25年3月31日現在で14.4%となっており、諸外国と比べるとまだ低い。
- 研究者の所属機関や専攻分野には男女で偏りがある。

第1節

教育分野における男女共同参画

(女子の大学進学率は長期的には上昇傾向)

平成25年度の学校種類別の男女の進学率を見ると、高等学校等への進学率は、女子96.9%、男子96.2%と、女子の方が若干高くなっている。大学（学部）への進学率を見ると、男子54.0%、女子45.6%と男子の方が8ポイント程度高い。女子は全体の9.5%が短期大学（本科）へ進学しており、この短期大学への進学率を合わせると、女子の大学等進学率は55.2%となる。近年、大学（学部）への女子の進学率が上昇傾向にある一方で、短期大学への進学率は6年度の24.9%をピークに減少を続けている。

大学（学部）卒業後、直ちに大学院へ進学する者の割合は、平成25年度では男性15.0%、女性6.0%となっている（I-5-1図）。

なお、平成25年度における高等教育段階の女性の割合は、大学の学部43.5%、大学院（修士課程）29.9%、大学院（博士課程）33.0%となっている。

(修士課程及び専門職学位課程における社会人の学び直しの状況)

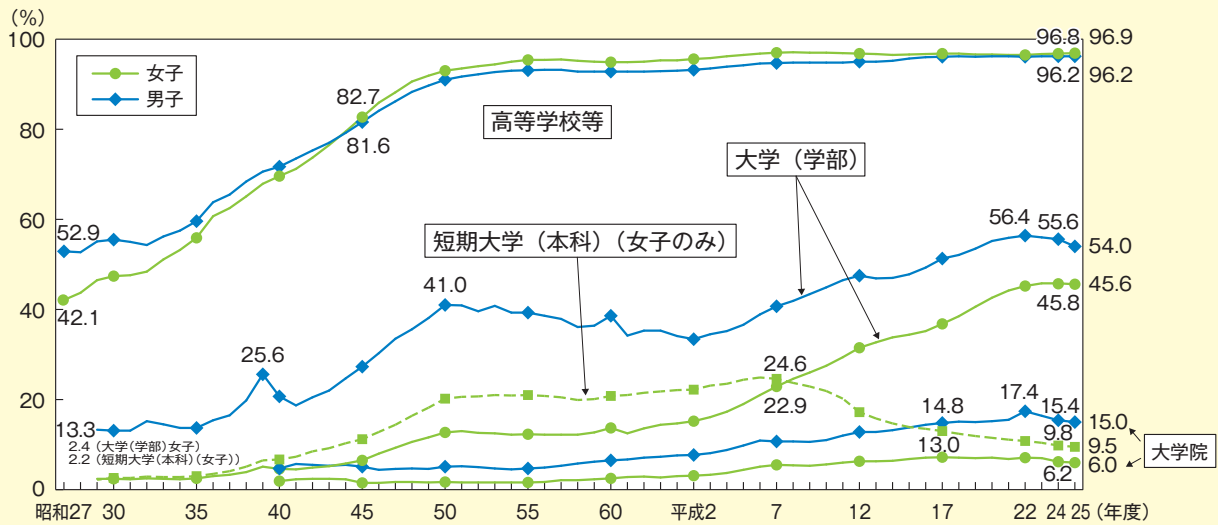
大学院の全学生に占める女子学生数の割合は、長期的に見ると上昇傾向にあり、修士課程の社会人学生に占める女子学生の割合を見ると、平成25年では半数近い47.7%を占めている。

しかし、平成15年以降、修士号に比べて仕事により直結した学位と言える専門職学位課程への社会人入学者に占める女性の割合は、25年度では、修士課程は47.0%であるのに対し、専門職学位課程は25.2%となっている（I-5-2図）。

(高等教育在学率の国際比較)

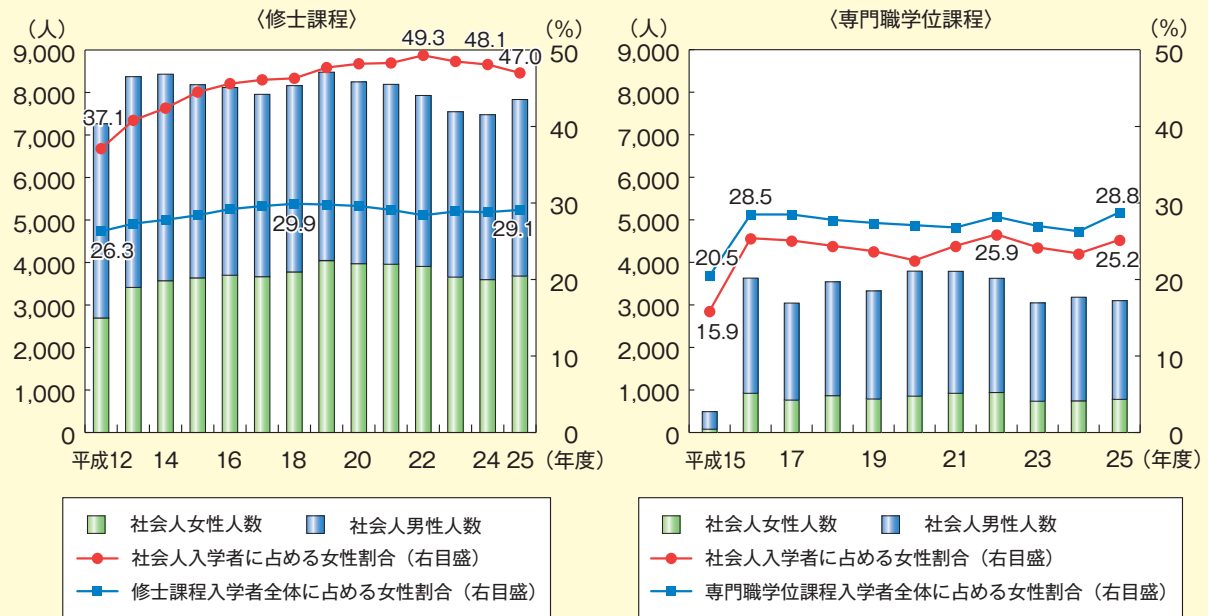
我が国の女性の高等教育在学率は、他の先進国と比較して低い水準になっている（I-5-3図）。また、他の国では、男性より女性の方が在学率が高くなっているが、我が国及び韓国では逆に女性の方が在学率が低いという状況にある。

I-5-1 図 学校種類別進学率の推移



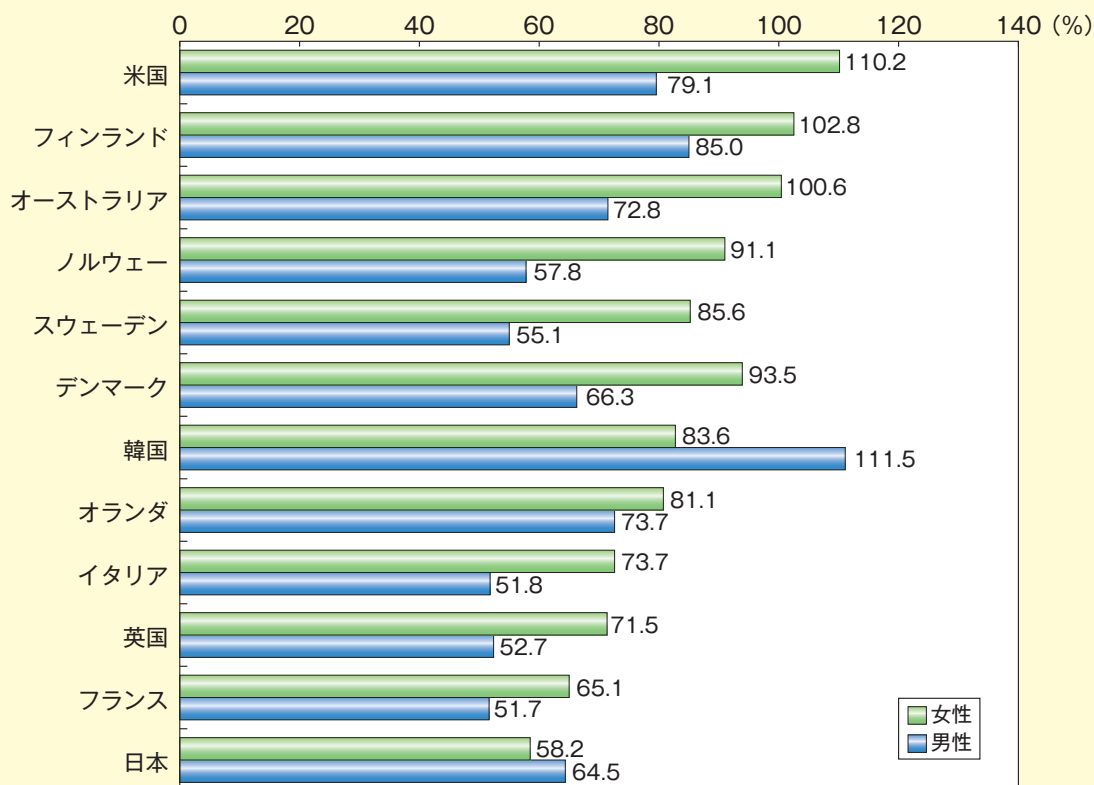
- (備考) 1. 文部科学省「学校基本調査」より作成。
 2. 高等学校等：中学校卒業後及び中等教育学校前期課程修了者のうち、高等学校等の本科・別科、高等専門学校に進学した者の占める割合。ただし、進学者には、高等学校の通信制課程（本科）への進学者を含まない。
 3. 大学（学部）、短期大学（本科）：過年度高卒者等を含む。大学学部・短期大学本科入学者数（過年度高卒者等を含む。）を3年前の中学卒業後及び中等教育学校前期課程修了者数で除した割合。ただし、入学者には、大学又は短期大学の通信制への入学者を含まない。
 4. 大学院：大学学部卒業者のうち、直ちに大学院に進学した者の割合（医学部、歯学部は博士課程への進学者）。ただし、進学者には、大学院の通信制への進学者を含まない。

I-5-2 図 社会人大学院入学者数の推移（男女別）



(備考) 文部科学省「学校基本調査」より作成。

I-5-3 図 高等教育在学率の国際比較



(備考) 1. UNESCO Institute for Statistics ウェブサイト“Gross enrolment ratio, tertiary”より作成。2012 (平成24) 年時点。
 2. 在学率は「高等教育機関 (Tertiary Education, ISCED5及び6) の在学者数 (全年齢) / 中等教育に続く5歳上までの人口」で計算しているため、100%を超える場合がある。

(専攻分野別に見た男女の偏り)

平成25年では、大学 (学部) における女子学生で最も多い専攻分野は25.6%の社会科学分野であり、社会科学分野専攻の学生を男女別に見ると、3割以上が女性となっている。また、資格取得に繋がる医学・歯学、薬学・看護学等、教育分野については女子学生が多い一方、理学、工学分野を専攻する女子学生は少なく、専攻分野別に男女の偏りが見られる (I-5-4 図)。

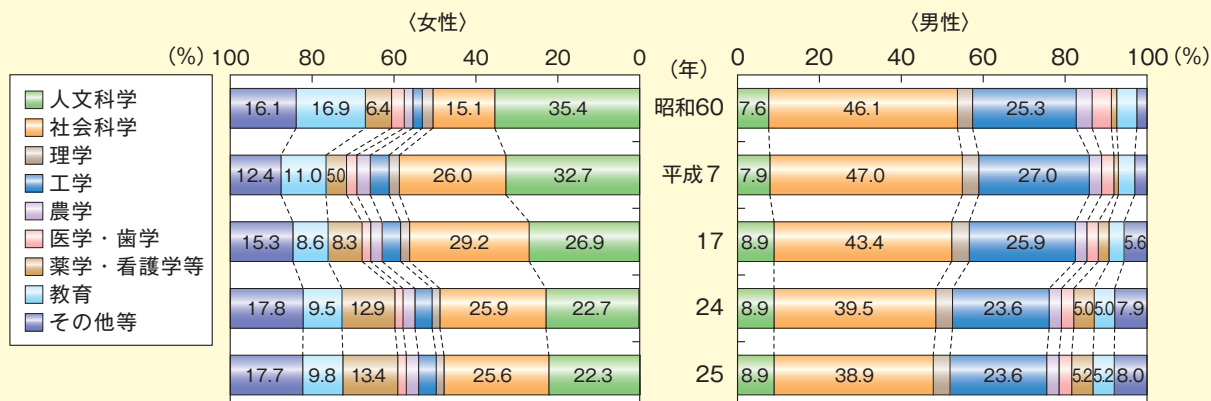
平成25年では、大学院 (修士課程) における女子学生で最も多い専攻分野は、15.1%の工学分野であるが、工学分野専攻の学生を男女別に見ると、女性

は10.9%と少ない。一方、資格取得に繋がる医学・歯学、薬学・看護学等、教育分野は、理学、工学分野に比べ、女子学生が多い傾向にあるなど、大学院についても専攻分野別に男女の偏りが見られる (I-5-5 図)。

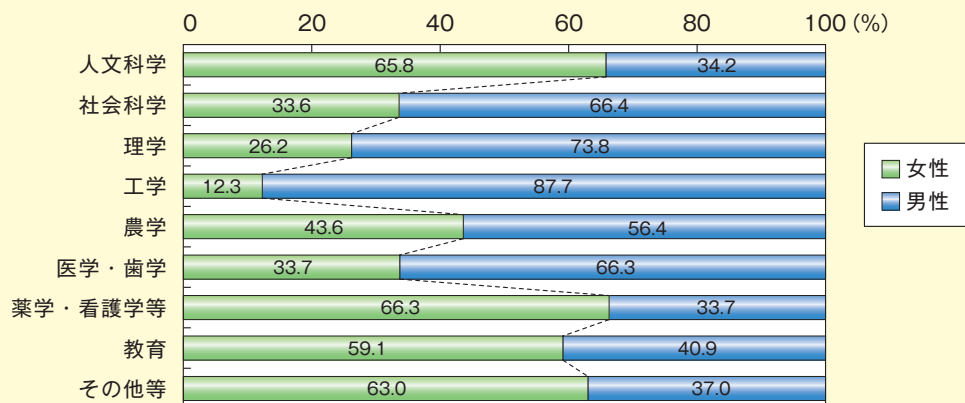
なお、博士課程における女子学生の状況を見ると、人文科学、教育といった分野を専攻する学生の女性割合が高い。

法科大学院では、27.6% (平成25年5月1日現在) が女子学生となっている。

I-5-4 図 専攻分野別に見た学生分布（大学（学部））の推移（男女別）



(参考) 専攻分野別に見た学生（大学（学部））の割合（男女別，平成25年）



(備考) 1. 文部科学省「学校基本調査」より作成。
2. その他等は「家政」、「芸術」、「その他」の合計。

(社会教育での学習者)

生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができるよう、多様な学習機会の整備が進められているところであるが、大学での社会人学生や、放送大学で学ぶ人々、公民館、青少年教育施設における学級・講座の受講者については、女性の割合が高い。文部科学省「社会教育調査」(平成23年度)によると、学級・講座の受講者のうち女性が占める割合は、公民館・公民館類似施設で66.1%、生涯学習センターで63.0%、青少年教育施設で52.7%となっている。

(上位の職に少ない女性教員の割合)

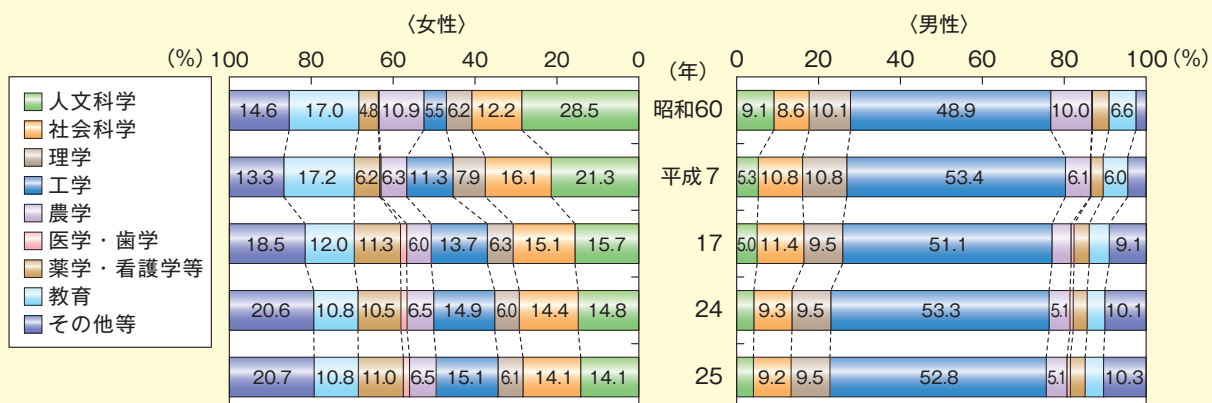
初等中等教育について女性教員の割合を見ると、小学校では教諭の6割以上を女性が占めているが、中学校、高等学校と段階が上がるにつれてその割合

は低くなっている。校長、副校長及び教頭に占める女性の割合は、小学校の校長で平成2年の4.1%が25年には18.6%と大幅に上昇していることを始め上昇傾向にあるが、その割合は教諭に比べて依然として低い。

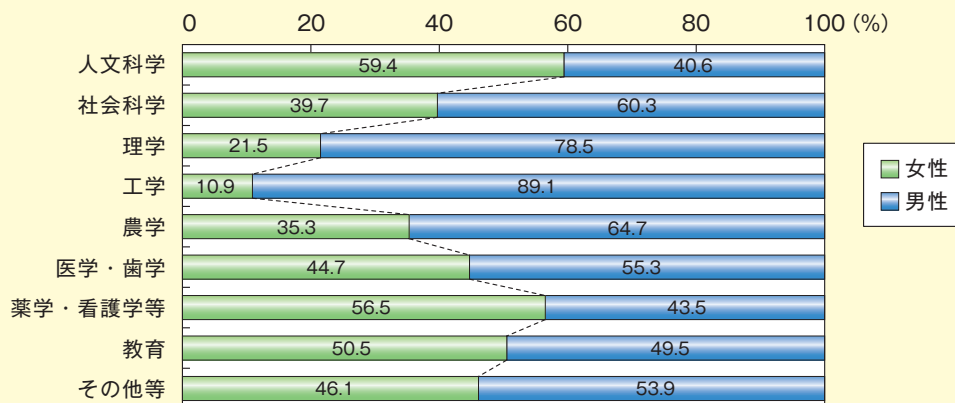
大学及び大学院、短期大学の全教員に占める女性の割合を見ても、短期大学では5割を超えているが、大学及び大学院では2割台にとどまっております。特に教授、学長に占める女性の割合は低い(I-5-6図)。

また、大学教員における女性の割合を専門分野別に見ると、比較的女性の割合が高い分野においても、講師、准教授、教授と段階が上がるにつれて女性の割合が低くなる傾向が見られる(I-5-7図)。

I-5-5 専攻分野別に見た学生分布（大学院（修士課程））の推移（男女別）

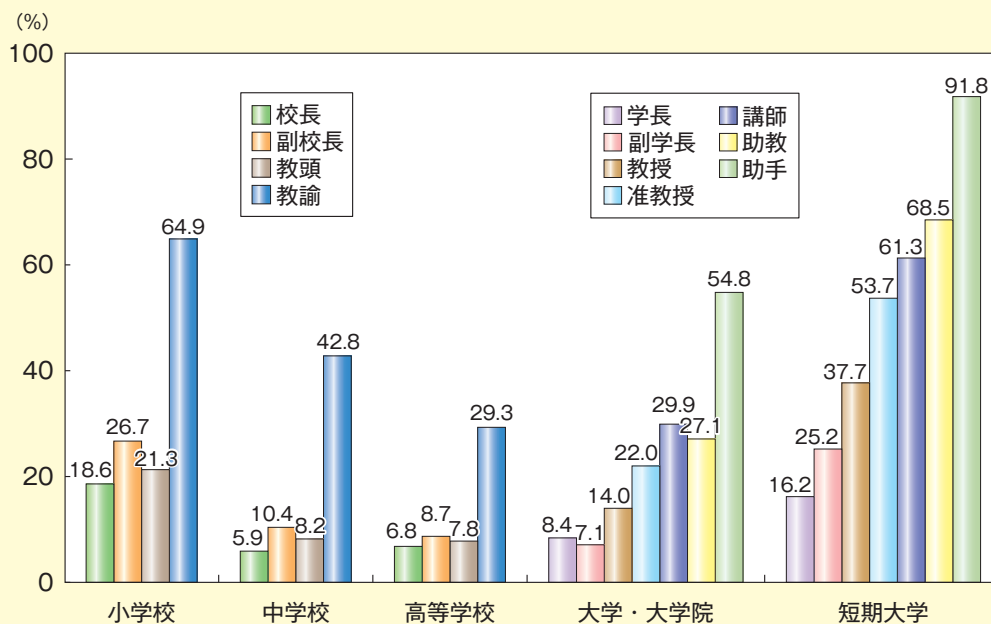


(参考) 専攻分野別に見た学生（大学院（修士課程））の割合（男女別，平成25年）



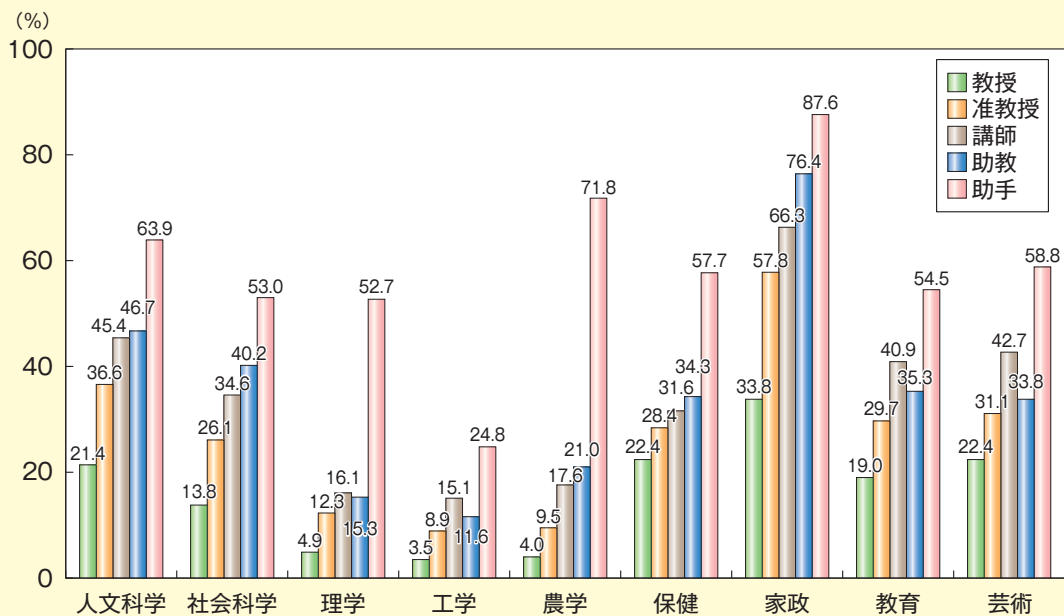
(備考) 1. 文部科学省「学校基本調査」より作成。
 2. その他等は「家政」、「芸術」、「商船」、「その他」の合計。

I-5-6 図 本務教員総数に占める女性の割合（初等中等教育，高等教育，平成25年）



（備考）文部科学省「学校基本調査」（平成25年度）より作成。

I-5-7 図 大学教員における分野別女性割合（平成25年）



（備考）文部科学省「学校基本調査」（平成25年度）より作成。

第2節

研究分野における男女共同参画

(女性研究者の割合)

我が国における研究者に占める女性の割合は、緩やかな増加傾向にはあるが、平成25年3月31日現在で14.4%にとどまっており（I-5-8図）、諸外国と比べて低いものとなっている。また、各国における所属機関別の女性研究者の割合を見ると、特に企業における割合が低い傾向が見られる（I-5-9図）。既述のとおり、我が国の高等教育段階の女性の割合は、大学の学部43.5%、大学院（修士課程）29.9%、大学院（博士課程）33.0%であり、これらを比較してみても、女性の研究者の割合が高くなる余地はあると言える。

男女共同参画学協会連絡会「第3回科学技術系専門職の男女共同参画実態」（平成25年）によると、女性研究者が少ない理由としては、家庭と仕事の両

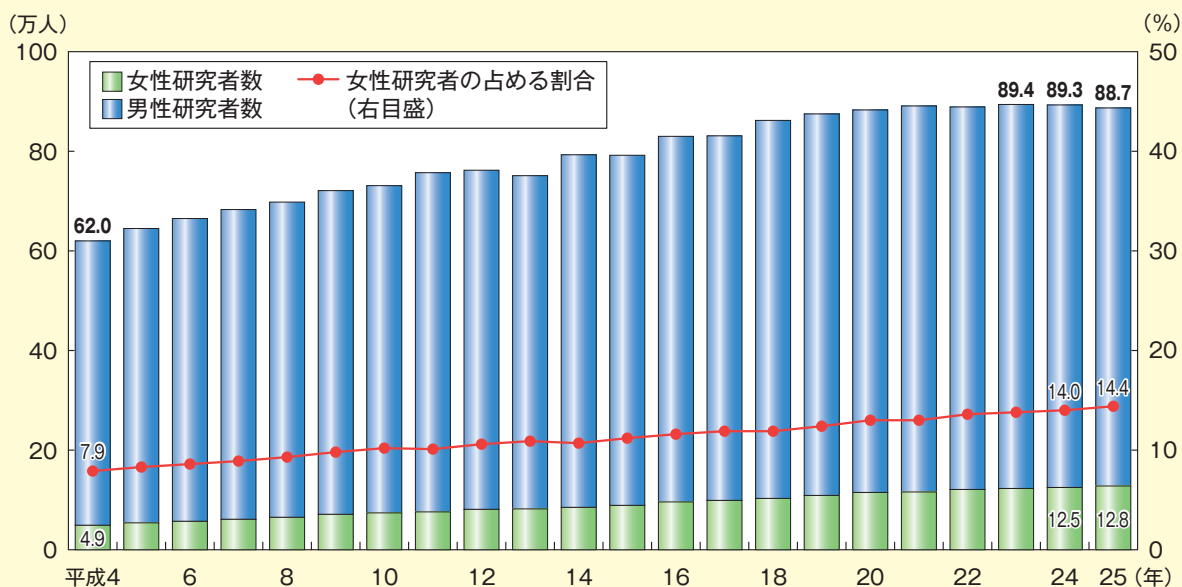
立が困難なことや、育児期間後の復帰が困難であることなどが上位に挙げられている（I-5-10図）。

(女性研究者の所属と専攻分野)

総務省「平成25年科学技術研究調査報告」によると、研究者の所属については、男性の研究者は、企業に所属するのは6割以上、大学等には3割程度であるが、女性の研究者については、逆に大学等に6割以上、企業には3割程度となっている（I-5-11図）。

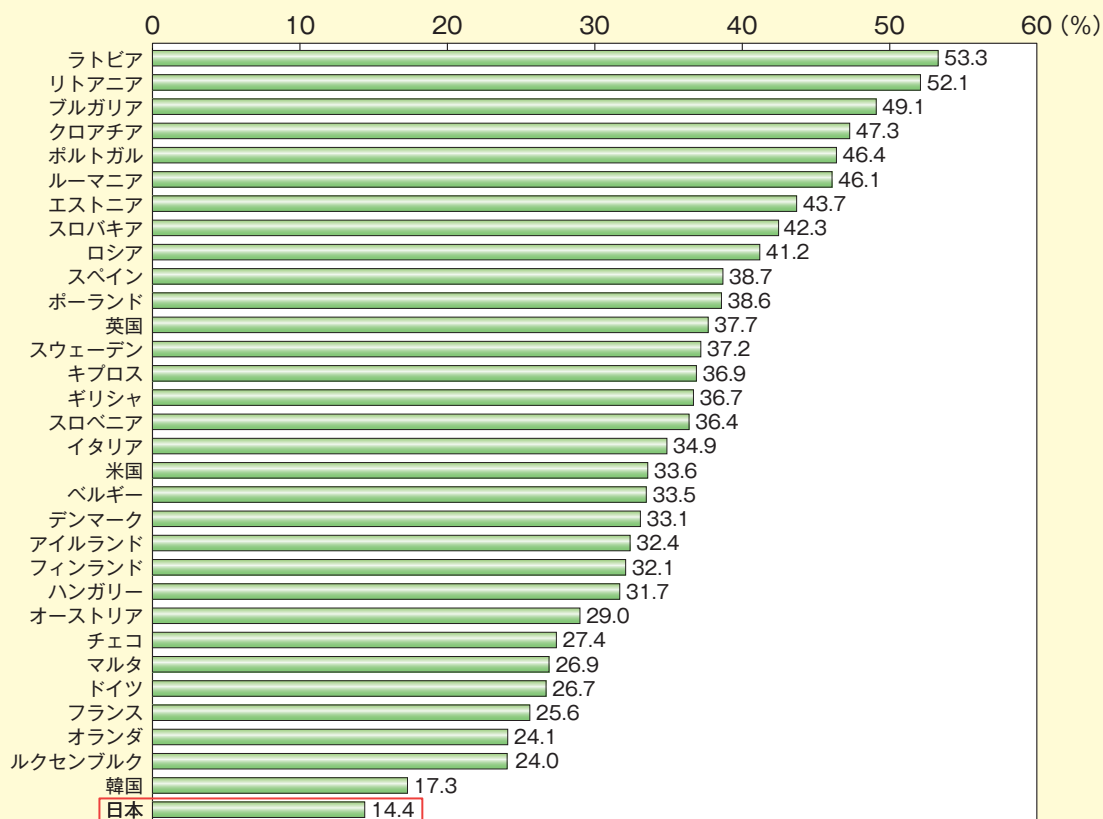
女性研究者の相当部分を占める大学等において研究に従事する女性の専門分野を見ると、平成25年3月31日現在、薬学・看護学等分野においては約半数が女性研究者である一方で、工学分野の研究者に占める女性割合は9.7%、理学分野、農学分野でも1割台にとどまっている（I-5-12図）。

I-5-8図 女性研究者数及び研究者に占める女性割合の推移

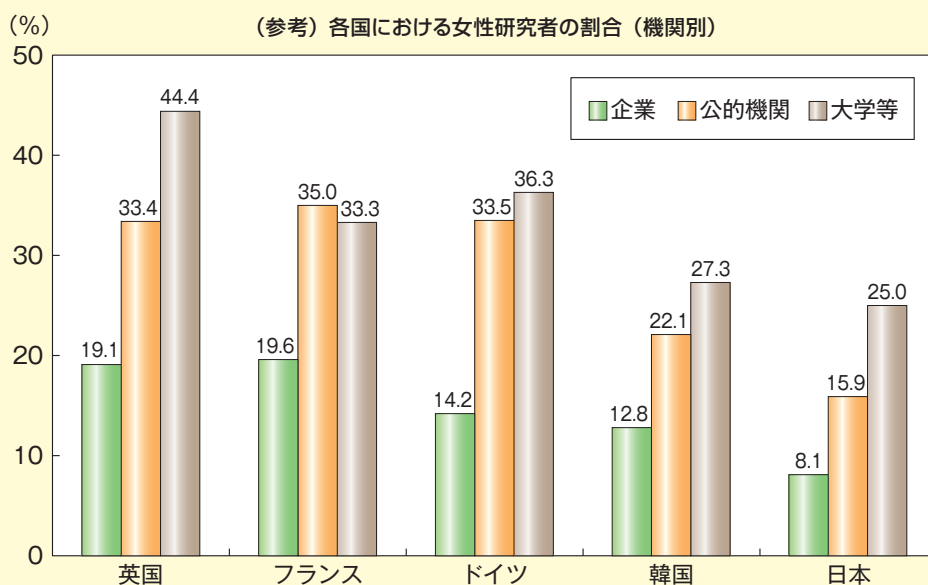


(備考) 1. 総務省「科学技術研究調査報告」より作成。
 2. 各年3月31日現在。
 3. 太字の値は、男女合計の値。

I-5-9 図 研究者に占める女性割合の国際比較

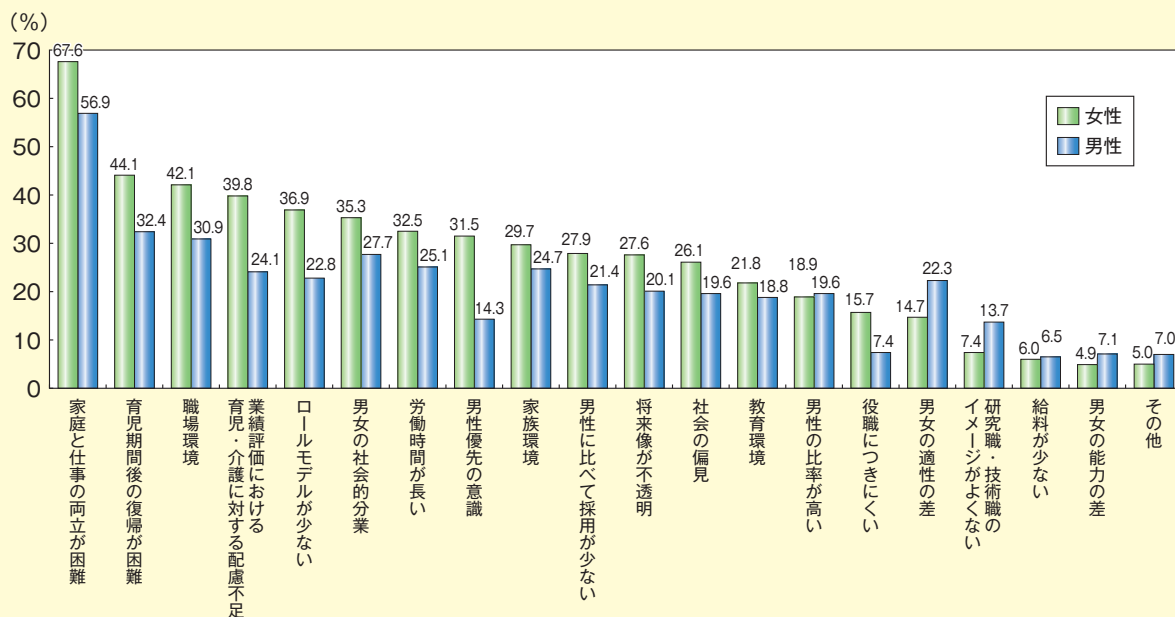


- (備考) 1. EU加盟国及び主要国(ロシア, 米国, 韓国, 日本)を抽出。
 2. EU加盟国等の値は, EU "Eurostat" より作成。推定値, 暫定値を含む。スロバキア, ロシア, チェコは2012 (平成24) 年, 他の国は2011 (平成23) 年時点。
 3. 米国の数値は, 国立科学財団 (NSF) の "Science and Engineering Indicators 2014" に基づく雇用されている科学者 (scientists) における女性割合 (人文科学の一部及び社会科学を含む)。2010 (平成22) 年時点の数値。技術者 (engineers) を含んだ場合, 全体に占める女性科学者・技術者割合は27.5%。
 4. 韓国の数値は, OECDの "Main Science and Technology Indicators" より作成。2011 (平成23) 年時点の数値。
 5. 日本の数値は, 総務省「平成25年科学技術研究調査報告」より作成。2013 (平成25) 年3月31日現在の数値。



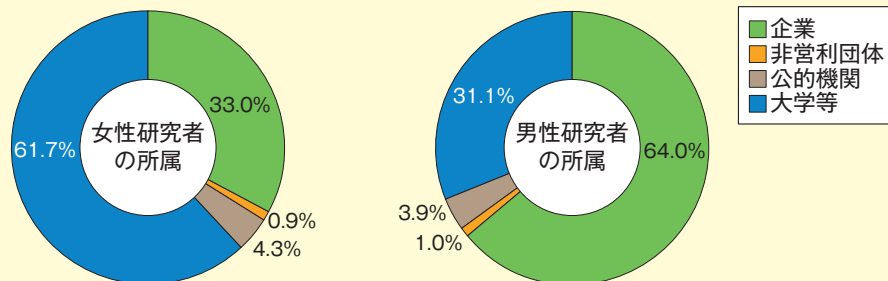
- (備考) 1. 日本は, 総務省「平成25年科学技術研究調査報告」より, その他はOECD "Main Science and Technology Indicators 2013" より作成。
 2. 日本は平成25年, その他は23年時点。

I-5-10図 女性研究者が少ない理由（男女別）



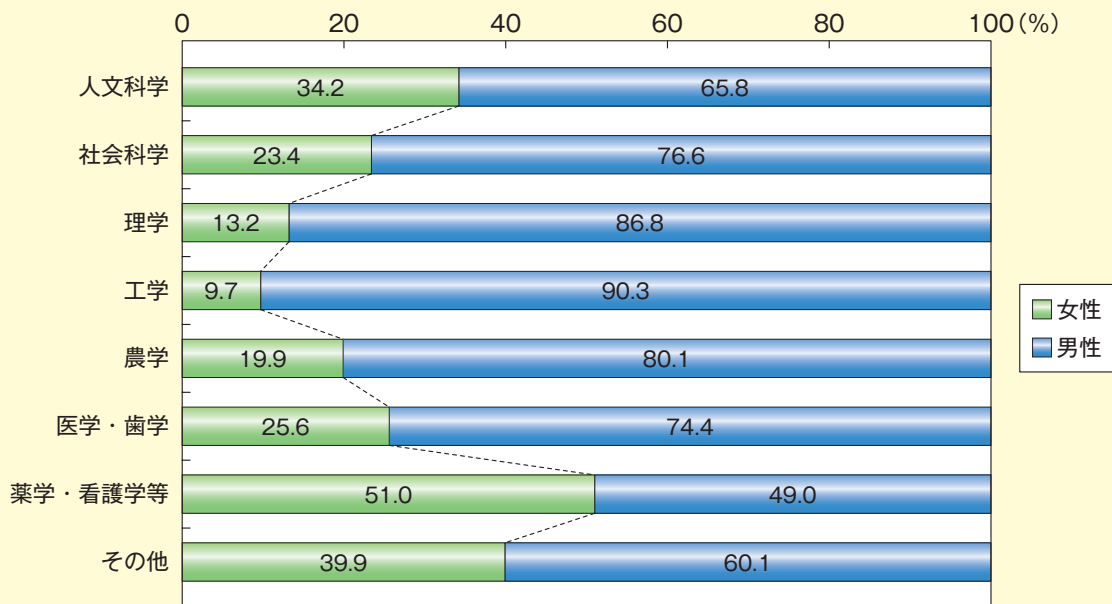
(備考) 男女共同参画学協会連絡会「第3回科学技術系専門職の男女共同参画実態調査」(平成25年)より作成。

I-5-11図 研究者の所属機関（男女別、平成25年）



(備考) 総務省「平成25年科学技術研究調査報告」より作成。

I-5-12図 専攻分野別に見た大学等の研究本務者の割合（男女別）（平成25年）



(備考) 1. 総務省「平成25年科学技術研究調査報告」より作成。
 2. 大学等：大学の学部（大学院の研究科を含む）、短期大学、高等専門学校、大学附置研究所、大学共同利用機関等。

本章のポイント

第 1 節 防災における男女共同参画

- 都道府県防災会議に占める女性委員の割合は上昇傾向にあり、平成25年12月1日現在で女性割合は11.8%となった。
- 市区町村防災会議に占める女性委員の割合は、平成25年11月1日現在で6.2%、女性委員のいない防災会議は全体の約3割となっている。特に町村では、半数以上で女性委員がいない。
- 女性の消防団員数は、消防団員総数が減少する中、一貫して増加している。消防団のうち、女性消防団員がいる消防団は年々増加しているが、4割の消防団において女性が入団していない。

第 2 節 復興における男女共同参画

- 岩手県、宮城県及び福島県において、被災地における雇用のミスマッチの解消のため実施している、介護、情報通信等の職業訓練コースの受講者数の約6割が女性。建設機械の運転技能等を修得する特別訓練コースにおける女性の割合は3.2%。
- 東日本大震災被災地における女性の悩み・相談事業には、「心理的問題」、「家族問題」、「生き方」等、5,315件の相談。

第 1 節 防災における男女共同参画

(都道府県防災会議における女性委員の割合)

都道府県防災会議に占める女性委員の割合は、平成25年12月1日現在で11.8%（平成24年4月比7.2ポイント増）と上昇傾向にある。また、女性委員のいない都道府県防災会議の数は平成25年4月1日の内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」で初めてゼロとなった。ただし、女性委員が1名のみという都道府県も複数ある（I-6-1図）。

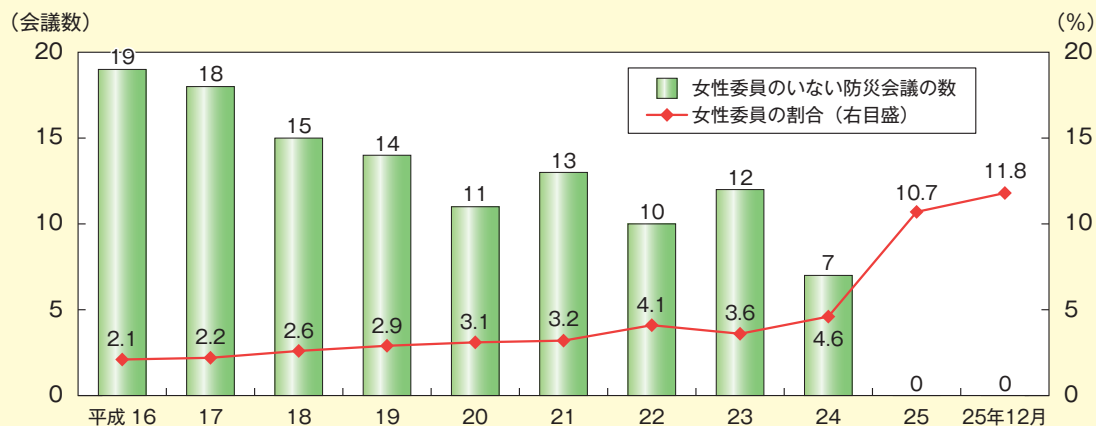
平成24年6月に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）が改正され、都道府県防災会議の委員として、「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者」を加えることが可能となったため、この規定を活用し、女性委員の割合を高めた都道府県が多い。都道府県によっては、知事が庁内の職員から委員を任命する際に女性を積極的に登用、又は指定公共機関や指定地方公共機関に対し役職を問わず女性の推薦を依頼するなど、女性委員の割合を高める工夫を行っている（I-6-2表）。

(市区町村防災会議における女性委員の割合等)

内閣府「市区町村における男女共同参画に係る施策の推進状況」（平成25年）によると、平成25年11月1日現在で、市区町村防災会議の女性委員の割合は6.2%となっており、政令指定都市で12.0%、政令指定都市以外の市区で8.2%、町村で3.6%となっている。また、同調査に回答のあった1,327市区町村中429市区町村（32.3%）、さらに町村の半数以上の防災会議に女性委員がいない（I-6-3表）。

また、政令指定都市の88.9%、政令指定都市以外の市区の76.2%は、東日本大震災以降に地域防災計画を「見直した」と回答している。見直された地域防災計画の男女共同参画関連の記載割合については、「避難所運営における男女のニーズの違い等への配慮」に関する記述が67.9%と最も多く、次いで「避難所運営における女性の参画促進」（46.4%）、「物資の調達、供給活動における男女のニーズの違いへの配慮」（39.0%）、「自主防災組織への女性の参画促進」（37.9%）が多くなっている（I-6-4図）。

I-6-1 図 都道府県防災会議数と委員に占める女性割合の推移



(備考) 平成25年12月のデータは内閣府男女共同参画局調べ、それ以外は内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の進捗状況」(原則として各年4月1日現在)より作成。

(参考：都道府県別の状況)

	総数 (平成25年12月1日)			(参考) 平成24年 4月の 女性割合 (%)
	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性割合 (%)	
北海道	63	4	6.3	6.9
青森県	57	11	19.3	8.2
岩手県	65	6	9.2	1.8
宮城県	52	4	7.7	2.0
秋田県	57	5	8.8	3.7
山形県	58	6	10.3	4.0
福島県	50	5	10.0	6.1
茨城県	49	5	10.2	2.2
栃木県	50	4	8.0	4.1
群馬県	47	4	8.5	2.4
埼玉県	68	4	5.9	4.8
千葉県	52	1	1.9	1.9
東京都	64	3	4.7	0.0
神奈川県	53	8	15.1	10.2
新潟県	69	18	26.1	20.0
富山県	63	9	14.3	7.4
石川県	64	6	9.4	3.3
福井県	55	2	3.6	1.8
山梨県	59	2	3.4	1.8
長野県	61	6	9.8	1.8
岐阜県	59	7	11.9	5.9
静岡県	54	4	7.4	4.2
愛知県	73	3	4.1	0.0
三重県	52	7	13.5	2.1

	総数 (平成25年12月1日)			(参考) 平成24年 4月の 女性割合 (%)
	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性割合 (%)	
滋賀県	59	8	13.6	3.9
京都府	65	11	16.9	5.1
大阪府	53	1	1.9	1.9
兵庫県	54	6	11.1	0.0
奈良県	60	11	18.3	7.7
和歌山県	50	2	4.0	0.0
鳥取県	66	27	40.9	16.7
島根県	70	18	25.7	5.1
岡山県	54	7	13.0	6.3
広島県	57	1	1.8	0.0
山口県	55	6	10.9	1.8
徳島県	58	16	27.6	18.9
香川県	54	5	9.3	8.0
愛媛県	57	4	7.0	0.0
高知県	56	6	10.7	5.8
福岡県	58	6	10.3	0.0
佐賀県	67	20	29.9	5.8
長崎県	65	7	10.8	4.5
熊本県	53	2	3.8	1.8
大分県	48	5	10.4	4.5
宮崎県	52	5	9.6	2.3
鹿児島県	58	4	6.9	1.8
沖縄県	54	8	14.8	6.0
計	2,717	320	11.8	4.6

(備考) 平成25年12月1日現在のデータは内閣府男女共同参画局調べ、24年4月のデータは内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の進捗状況(平成24年度)」より作成。

I-6-2表 都道府県防災会議の委員の状況

災害対策基本法第15条第5項の規定		委員総数 (人)	女性委員数 (人)	女性割合 (%)
1号	当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	701	8	1.1
2号	当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	47	0	0.0
3号	当該都道府県の教育委員会の教育長	47	2	4.3
4号	警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長	47	1	2.1
5号	当該都道府県の知事とその部内の職員のうちから指名する者	399	63	15.8
6号	当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	195	3	1.5
7号	当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	1,018	71	7.0
8号	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者	263	172	65.4
計		2,717	320	11.8

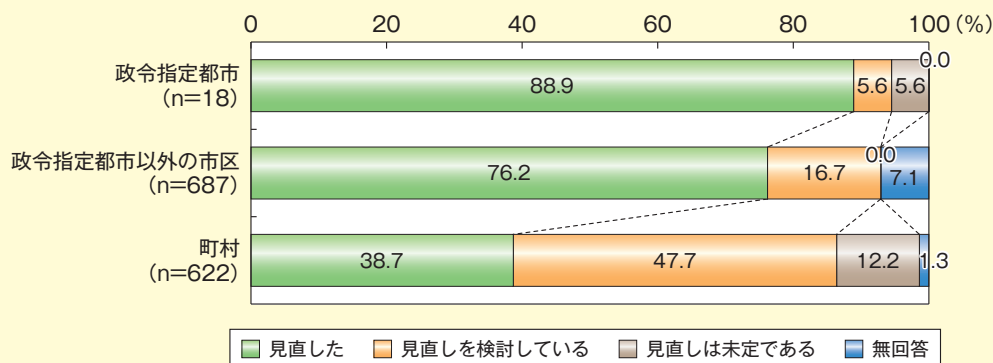
(備考) 内閣府男女共同参画局調べ。平成25年12月1日現在。

I-6-3表 市区町村防災会議の委員に占める女性の割合

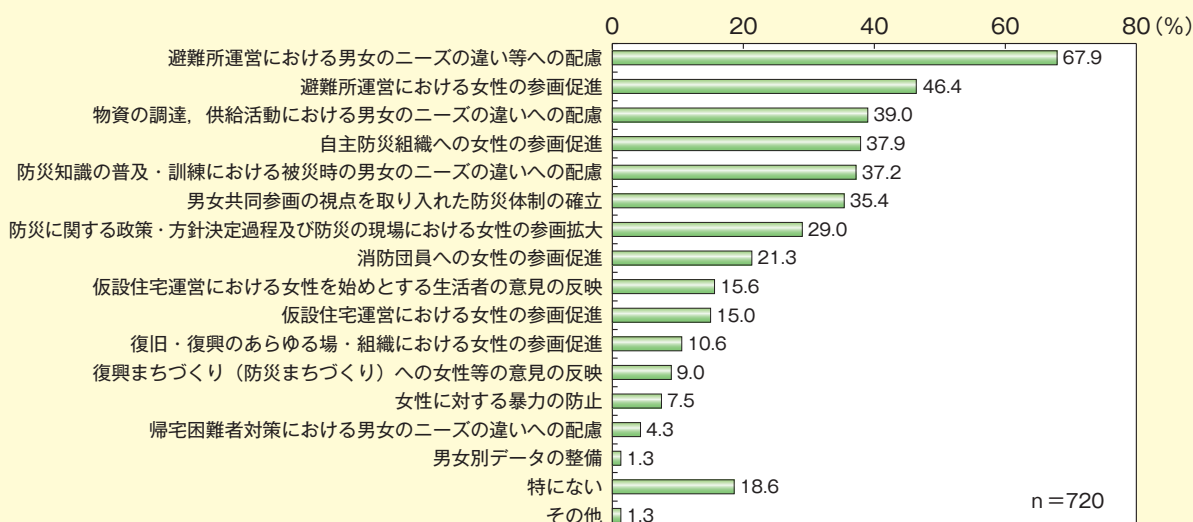
	調査数	いない	1～5% 未満	5～10% 未満	10～20% 未満	20～30% 未満	30～40% 未満	40% 以上	無回答	平均 (%)
市区	(人) 705 (%) 100.0	93 13.2	133 18.9	225 31.9	202 28.7	36 5.1	2 0.3	3 0.4	11 1.6	8.3
うち政令指定都市	(人) 18 (%) 100.0	- -	1 5.6	10 55.6	5 27.8	1 5.6	- -	1 5.6	- -	12.0
うち政令指定都市以外	(人) 687 (%) 100.0	93 13.5	132 19.2	215 31.3	197 28.7	35 5.1	2 0.3	2 0.3	11 1.6	8.2
町村	(人) 622 (%) 100.0	336 54.0	74 11.9	101 16.2	63 10.1	13 2.1	2 0.3	- -	33 5.3	3.6
合計	(人) 1,327 (%) 100.0	429 32.3	207 15.6	326 24.6	265 20.0	49 3.7	4 0.3	3 0.2	44 3.3	6.2

(備考) 1. 内閣府「市区町村における男女共同参画に係る施策の推進状況」(平成25年)より作成。
2. 全国の市区町村1,742団体を対象に調査を実施し、1,327団体から回答があった(回収率76.2%)。
3. 平成25年11月1日現在。
4. 「政令指定都市以外の市区」には特別区を含む。

I-6-4 図 東日本大震災以降の地域防災計画の見直し（市区町村）



(参考：東日本大震災以降に見直した地域防災計画における男女共同参画関連の記載（複数回答）)



- (備考) 1. 内閣府「市区町村における男女共同参画に係る施策の推進状況」（平成25年）より作成。
 2. 全国の市区町村1,742団体を対象に調査を実施し、1,327団体から回答があった（回収率76.2%）。
 3. 平成25年11月1日現在。
 4. 「政令指定都市以外の市区」には特別区を含む。

(防災の現場における男女共同参画)

平成25年度における全国の女性消防団員数は2万785人で、5年前の20年に比べて約4,100人（1.2倍）増加した。消防団員に占める女性の割合は、25年度は2.4%と低いものの、消防団員総数が減少する中

で、女性の割合は一貫して上昇傾向にある（I-6-5 図）。

一方で、女性消防団員がいる消防団は、年々増加しているが、平成25年4月1日現在、全消防団の59.4%にとどまっている（I-6-6 表）。

I-6-5 図 女性消防団員数及び消防団員に占める女性割合の推移



(備考) 1. 消防庁「消防防災・震災対策現況調査」より作成。
 2. 消防団員数は、各年度とも4月1日現在。
 3. 東日本大震災の影響により、平成23年度の岩手県、宮城県及び福島県の人数及び24年度の宮城県牡鹿郡女川町の人数は、22年4月1日現在の値となっている。

I-6-6 表 女性消防団員のいる消防団数の推移

	消防団数	うち女性を採用している消防団数	消防団に占める女性のいる消防団の割合 (%)
平成21年	2,336	1,154	49.4
22年	2,275	1,194	52.5
23年	2,263	1,237	54.7
24年	2,234	1,276	57.1
25年	2,224	1,321	59.4

(備考) 1. 消防庁「消防防災・震災対策現況調査」より作成。
 2. 消防団員数は、各年度とも4月1日現在。

第2節 復興における男女共同参画

(東日本大震災後の雇用状況)

岩手県、宮城県及び福島県における雇用情勢は、復興需要等により求人増加等の堅調な面も見られるが、沿岸部では、人口減少、復旧・復興の遅れにより、雇用者数が回復しないなどの厳しい地域も見られる。

被災地における雇用のミスマッチの解消のため厚生労働省が実施している公的職業訓練については、介護、情報通信等の職業訓練コースを設定しており、平成24年度の受講者数は1万1,421人で、このうち約6割が女性となっている。そのうち、建設機械の運転技能等を修得する特別訓練コースの受講者

数は468人で、受講者に占める女性の割合は3.2%と低くなっている (I-6-7表)。

厚生労働省では、東日本大震災等の影響による失業者の雇用機会を創出するため、都道府県に造成した基金を活用し、雇用の受け皿を作り出す事業を行っている。この震災等緊急雇用対応事業により、平成25年12月末時点で、岩手県、宮城県及び福島県で約3万7,000人の雇用を創出したが、このうち約2万1,000人 (57.0%) が女性となっている (I-6-8表)。

(東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業)

内閣府では、岩手県、宮城県及び福島県に相談窓口を開設し、東日本大震災被災地における女性の悩

み・暴力相談事業を実施している。平成25年度に同3県の相談窓口に寄せられた相談件数は、5,315件となっている。その内訳は、不安、抑うつ、PTSD¹³等の「心理的問題」が21.1%と最も多く、次いで、生きがいや孤独・孤立等の「生き方」が18.2%、親、きょうだい、子どもとの関係等の「家族問題」が12.8%となっている（I-6-9図）。

相談の中には、「心が復興に追いつかず、自分だけ置いていかれた気持ちになる」、「震災で家を失い

親族と同居を始めたが、疎まれ家に居場所がない」、「放射性物質の身体への影響が心配。将来結婚して子どもを産めるのか不安」、「震災で家族を失い、一人で頑張ってきたが孤独に耐えられなくなり死にたい」等のほか、「震災後に夫の暴力がひどくなり、子どもにも暴力を振るうようになった」、「職場の男性から性的嫌がらせを受けているが、震災後にやっと見つけた仕事なので辞めたくない」等、配偶者等からの暴力に関する相談もある。

I-6-7表 岩手県・宮城県・福島県の職業訓練の受講者数（男女別）

（上段：人，下段：％）

	職業訓練コース			特別訓練コース		
	女性	男性	合計	女性	男性	合計
岩手県	1,953	1,275	3,228	2	120	122
	60.5	39.5	100.0	1.6	98.4	100.0
宮城県	2,732	1,525	4,257	12	110	122
	64.2	35.8	100.0	9.8	90.2	100.0
福島県	2,438	1,498	3,936	1	223	224
	61.9	38.1	100.0	0.4	99.6	100.0
3県合計	7,123	4,298	11,421	15	453	468
	62.4	37.6	100.0	3.2	96.8	100.0

（備考）1. 厚生労働省統計より作成。
2. 平成24年度に開講した公的職業訓練（公共職業訓練及び求職者支援訓練）のコースの実績。
3. 「特別訓練コース」は、建設機械の運転技能等を習得するコース。

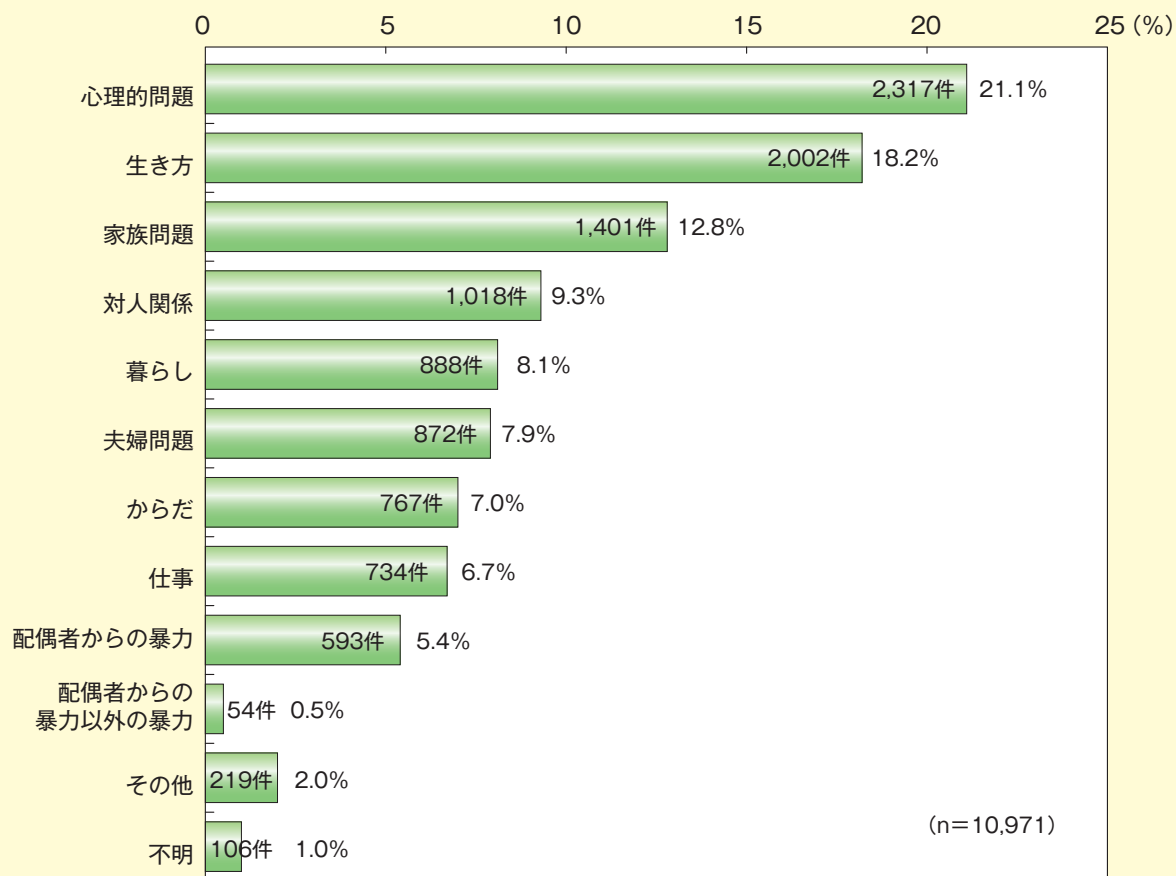
I-6-8表 岩手県・宮城県・福島県の震災等緊急雇用対応事業雇用実績（男女別）

	事業数	事業額 (億円)	雇用状況 (人)	雇用状況			
				女性(人)	割合(%)	男性(人)	割合(%)
岩手県	755	131.5	7,877	4,433	56.3	3,444	43.7
宮城県	807	151.8	12,584	7,341	58.3	5,243	41.7
福島県	1,198	166.5	17,016	9,595	56.4	7,421	43.6
3県合計	2,760	449.8	37,477	21,369	57.0	16,108	43.0
その他の都道府県	13,060	1,021.1	86,542	38,951	45.0	47,591	55.0
合計	15,820	1,470.9	124,019	60,320	48.6	63,699	51.4

（備考）厚生労働省「震災等緊急雇用対応事業雇用実績調べ（平成25年12月末日時点）」より作成。

¹³ 心的外傷後ストレス障害（posttraumatic stress disorder）の略語。

I-6-9 図 東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業 相談件数の内訳（複数回答）（平成25年度）



(備考) 1. 内閣府男女共同参画局資料より作成。
 2. 相談件数は、電話相談及び面接相談の合計（要望・苦情、いたづら、無言を除く）。